

公益財団法人日本ソフトボール協会加盟団体規程

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人日本ソフトボール協会（以下、「当法人」という。）定款第3章に定める加盟団体に関し必要な事項について定める。

第2条（加盟団体）

当法人に加盟する団体は、以下の通りとする。

- （1）都道府県を単位とするソフトボールに関する団体
- （2）全国的に組織されたソフトボールに関する団体
- （3）特定のカテゴリーにおけるソフトボールを統括する団体

第3条（分担金）

加盟団体は、定款第9条に定める分担金を、毎年6月末日までに納入しなければならない。

2 分担金の額は、次の各号の通りとする。

- （1）前条第1号による加盟団体の分担金は、年15万円とする。
- （2）前条第2号による加盟団体の分担金は、年3万円とする。
- （3）前条第3号による加盟団体の分担金は、年15万円とする。

3 納入された分担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第4条（提出書類）

加盟団体は、毎事業年度開始前に、事業計画書を次の書類とともに提出しなければならない。

- （1）役員名簿
- （2）予算書
- （3）執行機関、決議機関の議事録

2 加盟団体は、毎事業年度終了後3か月以内に、次の書類とともに事業報告をしなければならない。

- （1）収支決算書
- （2）監査報告書
- （3）執行機関、議決機関の議事録
- （4）その他、当法人が必要と判断した書類

第5条（加盟）

当法人の趣旨に賛同する第2条に掲げる団体は、理事会及び評議員会に於いて、それぞれ

理事及び評議員の現在数の3分の2以上の同意を得て加盟団体となることができる。

2 加盟団体になろうとする団体は、次の書類を会長に提出し、前項に定める承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 規約
- (3) 役員名簿
- (4) 所属団体及び支部組織一覧表
- (5) 事業計画書及び予算書
- (6) その他、当法人が必要と判断した書類

3 加盟の承認を得た団体は、直ちに第3条に定める分担金を納入しなければならない。

第6条（脱 退）

加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事現在数の過半数の同意を得なければならない。

第7条（資格喪失）

加盟団体は、以下に掲げる事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 加盟団体の解散
- (3) 除名

第8条（加盟団体に対する処分）

加盟団体が第2条に定める団体でなくなった場合、又は第3条及び第4条に定める分担金の納入及び書類の提出を怠る等、組織の運営及び管理に適正を欠いた時、もしくは当法人の加盟団体として不相当と認められた場合（第2条第3号に定める団体は、当法人との間で取り交わした契約内容に違反した場合を含む）、以下の処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 勧告
- (3) 除名

2 前項第1号及び第2号に定める処分は、理事会の決議を経て行う。

3 第1項第3号に定める処分を行う場合、理事現在数及び評議員現在数のおおの4分の3以上の議決により行わなければならない。なお、当該処分の対象となる団体にはあらかじめ通知するとともに、理事会及び評議員会において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

第9条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、平成25年4月1日より施行する。

改訂履歴

平成26年4月20日	別表1（第2条第1号に定める団体） 「41 佐賀県ソフトボール協会」を「41 佐賀県ソフトボール連盟」に変更
平成28年11月20日	別表1（第2条第1号に定める団体） 「41 佐賀県ソフトボール連盟」を「41（一社）佐賀県ソフトボール連盟」に変更
令和3年5月20日	別表1（第2条第1号に定める団体） 「16 富山県ソフトボール協会」を「16（一社）富山県ソフトボール協会」に変更 同「21 岐阜県ソフトボール協会」を「21（一社）岐阜県ソフトボール協会」に変更 同「24 三重県ソフトボール協会」を「24（一社）三重県ソフトボール協会」に変更 同「33 岡山県ソフトボール協会」を「33（一社）岡山県ソフトボール協会」に変更 同「39 高知ソフトボール協会」を「39（一社）高知県ソフトボール協会」に変更 同「41（一社）佐賀県ソフトボール連盟」を「41（一社）佐賀県ソフトボール協会」に変更 同「44 大分県ソフトボール協会」を「44（一社）大分県ソフトボール協会」に変更
令和4年5月19日	第2条第3号、第3条第2項第3号を追加。第8条第1号の追記。 別表3（第2条第3号に定める団体）に一般社団法人日本女子ソフトボールリーグ機構を追加。 別表1（第2条第1号に定める団体） 「3 岩手県ソフトボール協会」を「3（一社）岩手県ソフトボール協会」に変更 同「10 群馬県ソフトボール協会」を「10（一社）群馬県ソフトボール協会」に変更

別表1 (第2条第1号に定める団体)

1	北海道ソフトボール協会	25	滋賀県ソフトボール協会
2	青森県ソフトボール協会	26	京都府ソフトボール協会
3	(一社)岩手県ソフトボール協会	27	大阪府ソフトボール協会
4	宮城県ソフトボール協会	28	兵庫県ソフトボール協会
5	秋田県ソフトボール協会	29	奈良県ソフトボール協会
6	山形県ソフトボール協会	30	和歌山県ソフトボール協会
7	福島県ソフトボール協会	31	鳥取県ソフトボール協会
8	茨城県ソフトボール協会	32	島根県ソフトボール協会
9	栃木県ソフトボール協会	33	(一社)岡山県ソフトボール協会
10	(一社)群馬県ソフトボール協会	34	広島県ソフトボール協会
11	埼玉県ソフトボール協会	35	山口県ソフトボール協会
12	千葉県ソフトボール協会	36	徳島県ソフトボール協会
13	東京都ソフトボール協会	37	香川県ソフトボール協会
14	神奈川県ソフトボール協会	38	愛媛県ソフトボール協会
15	山梨県ソフトボール協会	39	(一社)高知県ソフトボール協会
16	(一社)富山県ソフトボール協会	40	福岡県ソフトボール協会
17	石川県ソフトボール協会	41	(一社)佐賀県ソフトボール協会
18	福井県ソフトボール協会	42	長崎県ソフトボール協会
19	新潟県ソフトボール協会	43	熊本県ソフトボール協会
20	長野県ソフトボール協会	44	(一社)大分県ソフトボール協会
21	(一社)岐阜県ソフトボール協会	45	宮崎県ソフトボール協会
22	(特非)静岡県ソフトボール協会	46	鹿児島県ソフトボール協会
23	愛知県ソフトボール協会	47	沖縄県ソフトボール協会
24	(一社)三重県ソフトボール協会		

別表2 (第2条第2号に定める団体)

1	全日本大学ソフトボール連盟
2	公益財団法人全国高等学校体育連盟ソフトボール専門部

別表3 (第2条第3号に定める団体)

1	一般社団法人日本女子ソフトボールリーグ機構
---	-----------------------